

医療安全管理委員会規程

(目的)

第 1 条 院内における医療事故の防止体制の確立を促進し、もって適正かつ安全な医療の提供に資することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 医療安全管理委員会委員長とは、病院全体の安全管理を組織的に行うため、中心的な役割を担う者をいう。

(構成)

第 3 条 委員会の構成は、次のとおりとする。

医師（副院長 1 名、診療部長 1 名、医局長）、医療安全管理者、医薬品安全管理責任者（薬剤部）、医療機器安全管理責任者（臨床工学部）、看護副部長、看護師長、放射線科技師長、中央検査部技師長、リハビリテーション科技師長、庶務課長、医療業務課長、保安渉外管理責任者とする。

2 看護部に当委員会の下部組織として、看護部医療安全管理委員会を設ける。

(医療安全管理委員会委員長)

第 4 条 委員会の委員長は、副院長とする。

(会議の招集及び議長)

第 5 条 会議の招集は委員長が行い、その議長を務める。

(所掌事務)

第 6 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 医療事故の原因分析並びに再発予防策の検討及び提言に関すること
- (2) インシデント事例の原因分析並びに再発予防策の検討及び提言に関すること。
- (3) 医療事故防止のために行う職員に対する指示に関すること。
- (4) 医療事故防止のために行う院長等に対する提言に関すること。
- (5) 医療事故防止のための啓発、教育、広報等に関すること。
- (6) その他医療事故の防止に関すること。

2 委員会は、所掌事務に係わる調査審議等を行う。

3 委員会の検討結果については、定期的に院長に報告するとともに、各職場に周知する。

(会議の開催)

第 7 条 委員会の開催は、毎月第 3 木曜日とする。ただし、委員長が必要と認めるときは随時開催する。

(庶務)

第 8 条 委員会の事務は医療安全管理者が行い、事案に関する資料の作成及び会議録の整備保管等を行うものとする。

- 附 則 この訓令は、平成 13 年 5 月 1 日から施行する。
- 附 則 この訓令は、平成 24 年 5 月 14 日から施行する。
- 附 則 この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この訓令は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。